

4 輸国第 4234 号  
令和 4 年 12 月 28 日

各地方農政局長  
北海道農政事務局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長  
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに輸出する混合食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 EU-C1「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州委員会実施規則(EU)2020/2235 の改正を踏まえ、取扱要綱について、下記の通り所要の改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

#### 記

- 1 別添 1 から 5 までについて、下記の改正を行ったこと。
  - (1) 混合食品が含まれる食品分類として、新たな CN コードを追加
  - (2) 乳殺菌方法をはじめとする各種衛生基準改正
- 2 その他、所要の改正を行ったこと。